

Weekly Report

第646号
令和4年4月18日

鈴木恒夫税理士事務所
株式会社鈴木経営センター
TEL 029-275-4333
FAX 029-275-4500

e-mail kaikei@suzuki.email.ne.jp
<http://www.szk-accounting.jp/>

短時間労働者に対する社会保険の適用拡大

現在、従業員数501人以上の企業(特定適用事業所)で働く一定のパート・アルバイト等の短期間労働者は、社会保険(厚生年金・健康保険)の適用対象となっていますが、本年10月から101人以上の企業で働く短時間労働者に拡大されます(令和6年10月からは51人以上の企業)。対象拡大の影響を直接受けない企業でも、自社で働く従業員の扶養に入っている配偶者が該当する場合などは、被扶養者から外れることとなりますので、確認しましょう。

◆特定適用事業所に該当するかの判定は

本年10月から従業員数101人以上の企業が特定適用事業所に該当することになりますが、従業員数とは厚生年金の被保険者数(適用拡大の対象となる短時間労働者等は除く)で判断します。

なお、法人の場合は同一の法人番号を有する全事業所の被保険者数となります(個人事業所は個々の事業所ごと)。

◆社会保険の適用対象となる短時間労働者とは

特定適用事業所で働く短時間労働者であり、以下のすべてに該当する方は、本年10月から新たに社会保険の適用対象となります。

- ①週の所定労働時間が20時間以上……契約上の所定労働時間であり、残業時間は含みません。
- ②月額賃金が8.8万円以上……基本給及び諸手当で算定し、残業代・賞与・臨時的な賃金等は含みません。なお、年収では106万円以上となります。
- ③雇用期間が2カ月以上見込まれる……現行の雇用期間要件(1年以上見込まれる)が見直され、「2カ月以上」となります。
- ④学生ではない……休学中や夜間学生は対象です。

領収書や契約書に課せられる印紙税

印紙税は、領収書や契約書などの印紙税法に規定された課税文書(1~20号)に対して課せられ、原則、作成した課税文書に所定の額面の収入印紙を貼り付け、印章又は署名で消印することによって納付します(紙文書の現物を交付した場合が対象のため、メール等で発効した文書には不要)。

1号(不動産売買契約書等)、2号(工事請負契約書等)、17号(領収書等)は、消費税額を区分記載することで消費税額を除いた金額が記載金額となります。例えば、領収書は記載金額5万円以上が課税対象ですが「商品代金53900円(うち消費税4900円)」のように区分すれば、記載金額は49000円となり印紙税は課せられません。

所得税等の振替納税を利用する方は

令和3年分の申告所得税及び個人事業者の消費税について振替納税を利用している場合、期限(所得税3月15日、個人消費税3月31日)までに申告した方の振替日は、所得税が4月21日、個人消費税が4月26日となりますので、引き落とし口座の残高不足等にご注意ください。

なお、新型コロナ等の影響により簡易な方法で期限延長の申請を行った方の振替納税については、所得税が5月31日、個人消費税が5月26日の振替日となります。